水道料金等の納入済証明書等交付申請についてのご案内

令和6年11月1日

下記の証明書等を、お客さまからの申請により交付しています。「水道料金等納入済証明書等交付申請書」をご提出ください。なお、証明書等交付に手数料はかかりません。

●水道料金等納入済証明書 ・・・・・・・ お客さまの水道料金等の納入状況（申請時点）を証明します。
●料金等情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ お客さまの使用水量と水道料金等の履歴情報（申請時点）を提供します。
●使用履歴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ お客さまの水道使用開始日および停止日の情報を提供します。
●検針履歴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ お客さまの使用水量、メーター指針等の履歴情報（申請時点）を提供します。

(1) 申請いただける方

申請いただける方は下記のとおりです。なお、個人情報保護のため代理人の方が申請される場合は、水道使用者*1からの委任状が必要です。ご確認のうえ申請してください。

*1 水道使用者＝給水契約者（名義人）

委任状なしで申請が可能な方	水道使用者からの委任状が必要な方
ⅰ.水道使用者本人 ⅱ.水道使用者と同居している家族および相続人 ⅲ.法人等団体の従業者等（代表者含む）	ⅰ.水道使用者と同居していない家族 ⅱ.その他、水道使用者の代理人

●委任状は、申請書の欄外に付属しています。委任状含め、申請書のすべての記載事項を委任者（水道使用者）の方にご記入、押印いただいたうえで、代理人の方が窓口までお越しください。（委任状有りは郵送申請不可）

(2) 窓口での申請および交付

申請書を阿南市ホームページからダウンロードして、あらかじめご記入のうえお越しください。なお、申請時に本人確認を行いますので、下記の書類をご準備ください。証明書等は即日交付可能ですが、証明や履歴の内容によっては時間を要する場合があります。

1点だけで確認可能な本人確認書類	2点以上確認が必要な本人確認書類
運転免許証、マイナンバーカード 現住所が記載されたパスポート、健康保険証*2、年金手帳、医療受給者証、その他官公署庁発行のもの *2 法的効力を有するものに限る。	社員証、学生証、通帳、キャッシュカード、クレジットカード、その他通常本人しか持ち得ないと考えられる書類・郵送物等

●事業所など、法人等団体の従業者の方が申請される場合、所属が確認できる名刺、社員証等を確認させていただく場合があります。
●申請書は窓口でも用意しています。その場合、お客様番号をお伝えいただきますと受付をスムーズに完了できます。（お客様番号は「ご使用水量のお知らせ（検針票）」等に記載しています。）

(3) 郵送での申請および交付

申請書を水道料金お客様センターまでご郵送ください。この場合、申請書を受理してから証明書等がお客様のお手元に届くまで1週間程度かかることがありますので、日数に余裕をもって申請をお願いいたします。

証明書等は、個人情報保護のため、ご登録の送付先に郵送となります。なお、発送後の郵便事故による紛失、遅延等については責任を負いかねますので、ご了承ください。

●申請書、および必要となる料金分の切手を貼った返送用封筒（宛先に、ご登録の送付先住所、氏名を書いたもの）をご郵送ください。

返送用封筒に貼る切手代の目安

書類1枚（A4用紙）であれば封筒（定型）含め15g程度で110円、確定申告に用いる水道料金等納入済証明書（1年分、A4用紙12枚）であれば封筒（定型）含め60g程度で180円です。（料金はいずれも令和6年10月現在）

郵便料金は改定される場合がありますので、日本郵便株式会社の公式Webサイト等でご確認ください。

受付・お問い合わせ先

阿南市水道料金お客様センター
〒774-8501 阿南市富岡町トノ町 12 番地 3
TEL 0884-22-0587 FAX 0884-23-6073
営業時間 平日 8：30～17：15（休業日：土・日・祝日・12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）
阿南市 HP